令和8年度　転落防止用荷台昇降設備導入促進助成金
交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人埼玉県トラック協会

（目　的）

第1条　この要綱は、荷役作業時における労働災害を防止し、より安全に作業を行うために会員事業者が当該昇降設備の導入（中古品、リビルト品を除く）を促進するために、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）が導入費用の一部を助成することを定める。

（対象装置）

第2条　助成の対象となる昇降設備等は次に掲げる装置とする。

（1）踏み台等の可変式

（2）貨物自動車に設置する昇降用のステップ式

2　リアドア、リアフレームグリップ、テールゲートリフターは本事業の助成対象外とする。

（助成対象）

第3条　助成対象は会員事業者（以下「会員」という。）が、以下の条件を満たす機器を導入したものとする。

（1）トラックの荷台への安全な昇降を補助する装置であること

（2）新品（未使用）の装置であること（中古品、リビルト品は対象外）

（3）埼玉県内営業所に導入、埼玉県内認可営業所配置の事業用トラック装着に限る

2　補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者とする。

（助成の交付額）

第4条　1会計年度の助成総額は予算の範囲とする。

2　助成金額は、各導入費用（税抜）を1/2にした上で合計し、その合計から1，000円未満切り捨てた金額とする。1台あたりの上限は10，000円とする。

※導入費用（税抜き）とは、装置の価格並びに取付け費用を合わせたものをいう。

※送料、クーポンやポイントで支払った額については助成対象外とする。

3　1事業者あたりの助成総額は50,000円とする。

（助成制度助成対象期間）

第5条　助成対象期間は令和8年4月1日から令和9年2月28日とし、第2条の装置導入費用の支払いが終了するものでなければならない。

但し、期間内であっても令和8年度の助成金額（予算額）を超えた場合は、その時点で終了する。

（助成金申請及び承認、並びに請求）

第6条　助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。

第2条の装置導入の支払完了後に、「転落防止用荷台昇降設備導入促進助成金申請書兼実績報告書（請求書）」に必要書類を添えて令和8年3月5日までに提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条　協会は、会員から前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条　協会は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に交付された助成金の返還を事業者に求めることができる。

①会員が協会を退会したとき

②会員が会費を滞納したとき

（報　告）

第9条　協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

（その他の必要事項）

第10条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

（書類の追加提出）

第 11条　協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

（附　則）

本要綱は、令和8年4月1日より実施する。